

教育委員会定例会会議録

1 日 時

令和元年7月24日(水)

開会 13時30分

閉会 14時10分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘、

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 柘屋眞

保健体育課 課長 嶋田和彦、課長補佐兼班長 奥山眞司、指導主事 興谷慎穂

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

小中学校教育課 課長 大塚千尋、指導主事 大池和豊、指導主事 谷本博史

指導主事 伊川敬子

社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜

文化振興課 課長 辻上浩司

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第27号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則案
について

原案可決

議案第28号 三重県総合博物館協議会委員の任免について

原案可決

6 報告題件名

報告 1 第66回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和元年度全国高等学校
総合体育大会三重県選手団について

報告 2 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況
について

報告 3 令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（7月4日開催、7月11日開催臨時会）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果、及び臨時会の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

黒田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、公開の議案第27号を審議し、公開の報告1から3の報告を受けた後、非公開の議案第28号を審議することを決定する。

・審議事項

議案第27号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則案（公開）

（嶋田保健体育課長説明）

議案第27号 三重県立学校体育施設の使用に関する規則案

三重県立学校体育施設の使用に関する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年7月24日提出 三重県教育委員会 教育長。

提案理由

三重県立学校体育施設の使用に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

5ページをご覧ください。「三重県立学校体育施設の使用に関する規則案要綱」というのがございます。「1 制定理由」として、三重県立学校体育施設の使用料に関する条例第6条の規定に伴い、教育委員会規則において必要な事項を定めるものであるということで、この条例といいますのが、当定例会でもお認めいただいた後、3月の議会で承認されたものでございます。参考として、次ページ以降にお示ししてありますので、ご覧いただけたらと思います。

「2 制定内容」ですが、三重県立学校体育施設の使用許可及び許可の条件等、体育施設の使用に関し必要な事項を定めるとしてあります。

「3 施行期日」は、令和元年10月1日となっております。

1ページにお戻りください。この三重県立学校体育施設の使用に関する規則（案）の主な条文について、少し触れたいと思います。使用の許可等のところで、条例第3

条の規定による許可を受け、又は当該許可に係る事項を変更しようとする者は、体育施設使用許可申請書を体育施設の所属する県立学校の校長に提出しなければならない。

第2項といたしまして、使用許可を受けようとする者は、体育施設を使用する日の属する月の二月前の初日から体育施設を使用する14日前までに申請書を校長に提出しなければならない。

第3項としまして、使用許可を申請できる期間は、使用する日の属する月の初日から月末までとするということで、月をまたがないで1カ月単位で申請できるとさせていただいています。

第4条の使用の条件等ということで、校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を与えないものとするとしまして、第一号から第四号を示しております。

その他の条文につきましては、お読みいただきご確認いただければと思いますので、説明は省略させていただきます。

3ページに申請書、4ページに学校が出す許可証の様式を載せております。

説明は、以上でございます。

【質疑】

教育長

議案第27号については、いかがでしょうか。よろしいですか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 第66回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和元年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団について (公開)

(嶋田保健体育課長説明)

報告1 第66回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和元年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団について

第66回東海高等学校総合体育大会の結果及び令和元年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団について、別紙のとおり報告する。令和元年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 保健体育課長。

1ページをご覧ください。東海高等学校総合体育大会は、静岡県におきまして、令和元年6月22日(土)から23日(日)(一部競技は大会期日の前後に開催)の間に31競技が開催されました。本県からは1,673名の高校生等が参加しました。

2ページをご覧ください。種目別の団体成績一覧で3位入賞までを掲載しております。ここで2点、修正をお願いします。網掛けの濃い部分が、本県の活躍した高等学校を示しておりますが、ここで男子のソフトテニスの3位、近大高専(三重)のところと体操競技(男子)で暁高校(三重)のところの2カ所に網掛けが外れておりまし

たので、修正をお願いいたします。申し訳ございません。

こういったことをふまえ、男子については、延べ7校が1位を獲得し、女子は2校が1位になっております。

3ページから6ページにつきましては、それぞれの競技の個人成績の一覧表で、3位までを掲載しており、網掛けの黒い部分が本県の高等学校を示しております。男子は、12競技36種目、女子は6競技9種目で東海チャンピオンになりました。

なお、これらの結果には、水泳競技の結果は入っておりません。

続きまして、8ページをご覧ください。令和元年度全国高等学校総合体育大会について報告をいたします。ご存じのとおり、本年度は鹿児島県を中心に南九州の各県、ヨット競技は和歌山県が固定開催になっておりますので、そちらで開催をされます。本県の選手団は、阿形克己県高等学校体育連盟会長を団長に、三重県高等学校バスケットボール部の四日市工業高等学校3年生の中川貴晶選手を旗手として、現在のところ、46校から男子308名、女子208名の合計516名の選手が参加しています。なお、出場者数には水泳競技を含んではおりません。

水泳競技の出場者につきましては、先般、20日21日に行われました東海高校総体の結果により、出場選手は決定していると伺っていますが、東海の高体連から公式記録が届いておりませんので、速報としてお聞きしている部分について、口頭で報告をさせていただきます。まず、競泳のリレー種目で県立尾鷲高校が男子の4×100メートルメドレーリレーと4×100メートルリレー、4×200メートルリレーの3種目で出場権を獲得したと聞いております。

個人種目は男子では3名出場できるようになったと聞いておりますが、その3名のうち、2種目に出場できる選手もいるということで、合計5種目に3名の選手が出場をします。

女子は、同様に4名の選手が6種目に出場できるようになったと聞いております。

飛び込み種目ですが、男女でそれぞれ1名の選手が3メートルの飛び板飛び込み等で出場を決めていると聞いています。

水球です。県立四日市中央工業高校が東海総体で2位ということで、インターハイ出場を決めています。

選手団の詳細につきましては、別冊の「令和元年度全国高等学校総合体育大会三重県選手団名簿」をご覧ください。なお、選手団名簿には水泳競技の参加者等がまだ反映されておられませんので、ご了承ください。

ことしの東海大会は、昨年以上の成果を残していることもありましたので、出場する選手のインターハイでの活躍を、ぜひ、ご期待いただきたいと思います。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

大森委員

国体強化選手の子たちは、どんな感じでしたか。強化指定のランクがあって、その子らの成果はどうだったのか聞きたいのですが。

保健体育課長

東海を勝ち進んで全国に行く競技と、県大会でその前に決まっている競技がありまして、ほぼ県内大会では成果をきちっと挙げているかと思います。

ただ、東海大会になりますと、決まっている学校については、いろんなことを試したりというようなことも出てくるかと思うので、必ず一番になっているかということ、そうでない競技もあるかとは思いますが。

大森委員

インターハイが終わったときに教えてください。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について（公開）

（早川教職員課長説明）

報告2 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験第1次選考試験の実施状況について、別紙のとおり報告する。令和元年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページでございます。去る7月20日（土）に、津市内の高校4校を会場として、第1次選考試験を実施いたしました。人数は、令和2年度採用のところの一番下の合計を見ていただくと、申込2,842名に対し、受験をした者が2,622名、率にすると92.3%の受験率です。ちなみに昨年の受験率は90.3%でございます。

2ページに校種・教科別の申込者数と受験者数の表、3ページは、過去10年間の状況を掲載させていただきました。この定例会終了後、2ページをホームページに掲載するとともに、8月9日（金）が1次の発表、8月17日が2次選考、20日、技能実技、23日以降、面接を経て、9月下旬に合格者発表の予定でございます。

報告は、以上です。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

森脇委員

質問です。2ページ目の例えば、高校の地理歴史のところを見ると、採用見込数が世界史221になって、申込者数が74となっているんですが、この74というのは、221に分かれてないのですか。

教職員課長

申し込みの時点では、高校地理歴史ということで申し込みをされますが、試験のときに、例えば世界史でしたら、地理歴史の共通問題というのと、世界史を希望される方は、ここからこの間の選択問題を解いてくださいとなりますので、試験を受けた結果によって、世界史専攻か日本史か地理かというのがわかります。

森脇委員

そうすると、まだわかってないということですね。

教職員課長

採用試験をして、今、集計をしているところですので、科目別という数字は、もう少し経たないとわからないと思います。

森脇委員

理科もそうですね。

教職員課長

同じことでございます。

森脇委員

わかりました。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について（公開）

（大塚小中学校教育課長説明）

報告3 令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について

令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、別紙のとおり報告する。令和元年7月24日提出 三重県教育委員会事務局 小中学校教育課長

1ページ目をご覧ください。6月25日に開催をいたしました令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の概要についてご報告をいたします。

選定審議会では、まず「3 審議」の（1）「令和2年度使用小学校用教科用図書選定に関する参考資料（案）」についてご審議をいただきました。

審議の結果、できあがりました教科用図書選定に関する参考資料の冊子を配付させていただいております。

はじめに、この冊子につきまして、簡単にご説明を申し上げます。本年度は、来年度から小学校で使用する教科用図書の採択の年に当たっております。県教育委員会といたしましては、法律の定めによりまして、市町教育委員会等が行う採択に関する事務につきまして、指導助言又は援助を行うということになります。

そのため、調査員63名、これは県の指導主事、教員のほか、保護者の方も含まれておりますが、この調査員に5月10日から5月30日までの期間で、すべての発行者の教科書の調査研究を行っていただきました。その結果をまとめたものが、教科用

図書選定に関する参考資料でございます。

冊子の表紙から更にもう1枚おめくりください。左側のページの1項目目に、「1調査の基本的態度」といたしまして、この冊子は、令和2年度から使用する小学校用の教科用図書の採択に当たって、各地区教科用図書採択協議会が独自の立場で行う教科用図書の調査研究に資するため作成したものであるということ。また、6行目、「この冊子は、採択の対象となる個々の教科用図書の調査研究に基づいて、それぞれの特色を明らかにし、採択に当たっての具体的な参考資料として役立つようまとめたものである」ということなど、この参考資料作成の趣旨、目的を示しております。

その次のページの表につきましては、教科用図書の発行者別一覧となっております。国語から道徳まで11教科、13種目の教科用図書が、16の発行者から出されておりました。表の右下のところ、合計で60種類ございます。これら全ての教科用図書について調査研究を行いまして、それぞれの教科用図書の特色をまとめたものが、この参考資料となっております。

参考資料の国語と書かれたページの次のページとなっております1ページ目ですが、国語の調査研究を行うに当たっての観点と着眼点を示しております。2ページ目以降が、国語の発行者ごとに調査結果をまとめたものです。以降、残り12種目につきましても、こちらと同様にまとめております。

報告3の資料の別紙1ページ目にお戻りください。審議会におきましては、まず教科用図書の調査研究結果の概要につきまして、事務局の指導主事から説明を行いました。実際には審議会委員の皆様にご覧いただく時間を設けた後に、プロジェクトを用い種目ごとに教科用図書の該当箇所をご提示しながらご説明をいたしまして、その後、ご審議をいただいております。

3つ目の審議の項目の(1)①アが今回の教科書の全体的な特徴となっております。1つ目として、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、各教科等の見方、考え方を働かせた対話的な活動の場面や、先生の問いかけ、児童の発言の例などが示され、児童にとっての学び方の工夫が示されている。指導者にとっても、日常の授業づくりの観点で指針としやすい構成の工夫が見られるということ。

2点目として、主体的に学習に取り組む態度を養うために、児童が興味・関心を持って取り組むことができる資料が充実している。また、授業のめあてを把握し、振り返る活動を重視した構成や、課程や日常の生活の関連を考えさせる場面が多く見られる。

3つ目として、学習用の参考となるサイトや動画、音声などを紹介するため、二次元コードやURLを掲載する教科書が増えた。今回の申請教科書では、9割超の155点に掲載をされている。

4点目として、すべての教科、種目でページ数が増加をしている。発行者ごとの1年生から6年の合計ページの平均値で比べると、現行教科書より約9%増加したということです。

次に、今回の教科用図書の「イ 主な内容の追加や変更点」です。1点目として、学習指導要領で必修となったプログラミング教育について、5年算数で、全6発行者が正多角形の作図について、正多角形を描くプログラム作りを掲載している。

6年理科では、電気の利用について、センサー付き照明を題材にした教科書が多くなっている。その他にも、5年生以外の算数や家庭のプログラムで動く家電についても記載されている。

学習指導要領で示された「領土の範囲」の理解について、社会や地図において、記述内容の充実が図られて入る。具体的には、竹島や北方領土、尖閣諸島でございます。

3点目として、2020年東京オリンピック・パラリンピックは全教科で題材となっている。

4点目として、前回の改定から継続して多くの教科・種目で平成23年に発生した東日本大震災に関連する記述や自然災害への備え、防災に関する内容が充実している。

5点目として、各教科では、前回の改定から継続して我が国の伝統や文化を大切にする内容の充実が図られている。例えば家庭科では、日本の伝統的な文化に関して、生活にかかわる内容が取り上げられている、ということがございます。

それでは、ここで調査した内容につきまして、今回から新しく教科化されることになりました小学校5・6学年の英語につきまして、5分程度でご紹介させていただければと思います。

(伊川指導主事説明)

それでは、英語の調査結果についてご報告いたします。外国語科については、学習指導要領において、外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成するという目標が示されています。

これをふまえ、英語では参考資料の102ページの観点、着眼点に基づき各教科書の調査研究を行いました。ただいまからは、この観点、着眼点のうち、1の学習指導要領に定める教科の目標を達成するための工夫の(1)(2)(4)についてご説明いたします。机上に置かせていただきました教科書は、説明の順番に置かせていただいております。付箋が付いているところは、今からスライドで映すところになりますので、ご参考ください。

スライドをご覧ください。まず、1点目の(1)英語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行うなど、主体的・対話的で深い学びの実現を図る工夫についてです。この教科書では、主に小学校高学年の日常生活が舞台となっており、児童にとっても身近な話題が豊富に取り上げられています。

各内容は、このように3コマのイラストで示され、内容を推測しながら取り組めるよう工夫されています。

また、この教科書では、学んだことや基本的な表現を使って、この「Say and right」において、自分の言いたいことを伝えたり、このActivityにおいて、やり取りや発音の活動を行ったりして、気持ちや考えなどを伝え合う力が身につくよう工夫されています。

また、この教科書では、自分との共通点や違い、他の児童のよい点に気づきながら、

自尊感情を高めることや、他者理解へとつながるよう、ペアやグループで取り組む言語活動等、協力し合いながらの活動がたくさん盛り込まれています。

次に、2点目の(2)簡単な語句や基本的な表現などの定着を図る学習内容の充実など、言語能力の育成を図るための工夫についてです。この教科書では、ほぼ全ての単元において、Let's listen、Let's play、Let's try の流れの中で、目標表現を使った活動を段階的に繰り返し、定着を図る工夫がされています。

また、この教科書では、「Listen and talk in your listening.Talk to friends」等の流れの中で、新しい語句や基本的な表現などに何度も触れ、自然に理解が深まるよう工夫されています。

次に、3点目の(4)児童が学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりできる工夫についてです。この教科書では、ホップ・ステップ・ジャンプの順で構成され、このホップのページでは、ここにゴールとありますが、単元のゴールが示されており、できるようになることを確認してから学習を始めることができるよう工夫されています。

また、この教科書では、年3回、「Check your steps」が設定されており、児童が各単元で学習した内容を振り返りながら、テーマに沿ったスピーチをしたり、発表を受けて互いにやり取りしたりできるよう工夫されています。

最後に、どの教科書においても、このように二次元ボードやURLが記載されており、音声や動画のウェブページにつながるICT機器を活用した学習活動が展開されやすいよう工夫されています。

また、どの教科書においても、児童の興味関心に合った言語活動の題材が設定されています。他にも自分たちの文化や他の国々の文化に対する理解を深め、国際協調の精神を養う内容等が取り入れられています。

以上で、英語の報告を終わります。

小中学校教育課長

それでは、報告資料の別紙2ページにお戻りください。2ページの②が、審議の概要です。参考資料(案)につきまして、委員の方からは、二次元コードや教科用図書の形状等に関するご質問や表現の妥当性についてのご意見等をいただきまして、事務局から見解を述べるとともに、意見のあった表現については、再度、精査をして修正を行うよう、回答をしております。

審議の結果、教科用図書選定に関する参考資料は、事務局から一部修正の回答を行ったため、修正箇所についての検討は会長と事務局で行いまして、決定については、会長に一任されることになりました。

また、2つ目の審議事項である(2)の三重県教科用図書選定審議会から三重県教育委員会への答申については、原案のとおり承認をされました。4ページの資料1が、答申文となっております。

修正箇所を会長にご確認をいただいた後、県教育委員会では教科書選定に関する参考資料を印刷製本しまして、7月19日付で市町教育委員会、採択地区協議会等に送付をいたしております。

以上、令和元年度第2回三重県教科用図書選定審議会の結果について、ご報告をいたします。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

森脇委員

2点伺います。1点目は、意見の中でいくつかの内容で人や場면을限定した表現があるが適切かという、これは具体的にはどういう質問なのか。それに対して、修正すると言っているのはどういう意味なのか。もう1点は、英語の教科書を見ると、後ろに著作者が載っているものと載っていないものがあるのですが、それはどういう違いでしょうか。

小中学校教育課長

1点目につきましては、人や場면을限定するというのは、具体的には、例えば、さまざまな外国の方を紹介するときに、原案では「欧米の方だけではなく、さまざまな国の方を」というふうに、欧米人前提のような捉え方ができる書きぶりがありまして、それはいかがなものかというご意見がありました。また、環境教育に関するマークについて、生物や動物についてのというような形容をしていたところ、環境教育については、植物や多様な自然について関係しうるので、動物に限定したような書きぶりは適切ではないのではないかというご意見をいただきました。そういったご意見をふまえて事務局で検討して、表現の適正化を図ったということがございます。

森脇委員

修正するというのは、何を修正するのですか。

小中学校教育課長

例えば欧米人の話ですと、欧米人と限定していたところを、もうちょっとニュートラルな表現に改めました。

森脇委員

教科書を修正するわけじゃなくて。

小中学校教育課長

参考資料の書きぶりです。失礼いたしました。

森脇委員

わかりました。

谷本指導主事

著作者のことについてお答えさせていただきます。全ての教科書を今、確認させてもらったところ、ちょっと場所は違うんですが、全て著作者のところは書かれています。

教育長

ほかにいかがでしょうか。

原田委員

審議委員の中に保護者の方もいらっしゃるというところで、もしかしたら、そういう方からの質問なのかなと思って拝見させていただいたのですが、質問のところで紙ベースのものしかないのか、デジタル化のほうが効率的ではないかと。効率的という言葉にかかわってくるかもしれないですが、この教科書をたくさん小学校の低学年の子が、例えばランドセルに入れて登下校することに対する意見なども世論的には出てきているんですが、紙ベースを採択することになっているというのは、決まり事して決まっていることなんですか。

小中学校教育課長

デジタル教科書の今後のあり方については、まだ国のほうでも引き続き検討の途上でございますが、少なくとも今回につきましては、紙の教科書が主体になっています。

原田委員

採択の問題と直接的には関係ないかもしれませんが、教科用の取扱いについて、学校サイドに置いてくるとか、そういう動きは、重たいから、などは出てきているんですか。

小中学校教育課長

文部科学省のほうでも、いわゆる「置き勉」を容認することも含め、児童生徒への配慮を求める動きもありまして、必ず持って帰るといような指導とは今は少し変わってきているところです。

原田委員

逆に言うと、必ず置いてはいけないということではなく、その辺は学校としては、必ず持って帰りなさいなど、柔軟には対応しているということですか。わかりました。

教育長

他にいかがですか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

議案第28号 三重県総合博物館協議会委員の任免について (非公開)

林社会教育・文化財保護課長及び辻上文化振興課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。